

東洋史研究

第二十七卷 第三號 昭和四十三年十二月發行

唐代月俸制の成立について

——唐官僚俸祿攷の一——

横 山 裕 男

まえがき

隋唐の社會が、中國史上に於いて、後に續く宋以後の新しい社會の出現を準備したという意味できわめて注目されるべき社會であるということは否定さるべくもない。けれども、この社會をどのような歴史的性格をもつものとして中國史上に位置づけるかということになると、研究者の持ち出す答はさまざまである。隋唐の歴史的性格を中國史上にどう位置づけるか。中國史研究者になげかけられつつける古くして新しいこの課題に應うべく、多くの研究者がさまざまな視角から追究をつづけている。そのような追究の成果として、隋唐の社會がもつきわめて特徴的な性格の一つとして、この社會が整然と整えられた官僚制秩序の支配下にあったということが明らかにされている。律令制もつまるころは官僚制秩序維持のための施策であつたことは、律令が規定する官僚のための諸特權にあらわれている。この官僚制の中に生きた官僚というものの性格を探ることは官僚制秩序のあり方を解きほぐし、その支配下に成立した社會の歴史的性格を解明する一つの方法であると思う。私はそのための手がかりとして、唐代の官僚を支える經濟的制度的の一つである俸祿制を分析したいと

思う。

唐代の官僚に對する給與は大別して俸祿と色役及び職田とからなる。俸祿は現物給與の祿米と貨幣給與の俸錢であり、色役は人民を指定徴發して官僚の使役に供する特殊な勞働力であり、職田は一定量の土地を指定して人民を募つて耕作させ、收穫物の一定部分を租として官僚の収入とするための田地である。ところが、官僚に給される色役は直接身役としてよりも、身役にかわる一定の錢額（資課）に換算されて支給される傾向があり、次第に俸錢の一費目になるものであり、本來の俸錢よりも、官僚の貨幣收入中に占める役割は大きくなっていった。ところで、同じく俸錢とはいふものの、内容は多様であり、はじめは支給するにあたつても費目によつて別途に支給されていた。このために給付手續きが煩雜になり、間隙に乗じて種々の不正が生ずることもいなめなかつた。そこで、開元二十四年六月に至つて本來の俸錢と資課換算給付の色役の特定のをすべて一括して月俸として給付することになり、月俸制が成立した。俸錢支給が月俸制によつて行なわれたことは唐代に始まることではないが、體系をより複雑にしていることは、唐代の官僚が一般的にみて、南北朝の私的な經濟力に生活の基盤をもつた官僚にくらべて、よりいちじるしく經濟的基盤を官僚制秩序そのものの中に求めなければならぬ寄生的性格をもつ存在であつた一面を示しているのではないかと思う。月俸制はこの後、大曆十二年、貞元四年の二回にわたる改訂を経て整備されていくのであるが、そのたびごとに興味ある問題を提供している。本稿では、開元二十四年における月俸制の成立を中心に分析したいと思う。

一 月俸制成立前の俸錢

(1) 俸 錢

ここにいう俸錢とは、本來の俸錢の意味である。俸錢は、通典卷三五祿秩 開元二十四年六月の條に、月俸制の成立を記したのちに、

其數目、國初以來、即有中開色目、或有加減。今方爲定制。

と注しているのによれば、唐初には、その費目にも種々あり、支給額も一定したものになっていなかったようである。けれども、通典卷三五祿秩 開元十年の條の敕の一節に、

防閑・庶僕、舊制季分。月俸・食料・雜用、即月分諸官。應月給^①。

とあり、また高宗治世のころのこととして、

凡京文武正官、每歲供給俸食等錢(并防閑・庶僕及雜錢等)總一十五萬三千七百二十貫。

とあるのによれば、本來の俸錢が月俸・食料・雜用などの費目によって構成されたのは高宗治世(六四九〜六八二)のころで、新唐書卷五五食貨志が高宗頃のものととしてそれぞれの費目の月額を通典と同じ記載につづけて記している數字が正しいとすれば、高宗治世には俸錢の各費目はすでに月給とされて開元十年には費目額も一定額になっていたことがわかる。新唐書卷五五食貨志によれば、京官及び行署が一ヶ月にうけとる俸錢の各費目別の錢額は次のとおりである。^②

費目	品秩									
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	行署
月俸	八、〇〇〇 <small>文</small>	六、五〇〇	五、〇〇〇 <small>原作</small>	三、五〇〇	三、〇〇〇	二、三〇〇	一、七五〇	一、三〇〇	一、〇五〇	一四〇
食料	一、八〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇 <small>原缺</small>	七〇〇	六〇〇	四〇〇	三五〇	三〇〇	二五〇	三〇
雜用	一、二〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	七〇〇	六〇〇	四〇〇	三五〇	二五〇	二〇〇	

この表で三品の欄は、新唐書には、

三品。月俸五千一百、雜用九百。

とあり、食料を缺いているが、通鑑卷二〇五則天后紀 延載元年八月己巳の條の、内史豆盧欽望が突厥・吐蕃の侵入に備

える軍費として京官九品以上の俸料二ヶ月分を差し出すことを請うた記事の胡注に、おそらく新唐書食貨志からと思われる唐制をひいて俸料数をあげているが、その中に、

三品。月俸五千一百、食料一千二百、雜用九百。

とあるのを見くらべると、新唐書はもと、

三品。月俸五千（食料一千）一百、雜用九品。

とあったもので、（ ）の部分が脱落したのであり、胡注の月俸五千一百の一百は衍文であろう。よって表のごとく意をもつて正した。高宗治世に俸錢費目の月給化が、開元十年前にはその一定額がほぼ定まったとすれば、それは、後に検討するように、開元二十四年（七三六）、月俸制が成立したときの月俸の費目と同じであるから、月俸費目は變更なしに存続したと思われ、通典の注に記すような状態は、太宗の貞觀年間のものであったといえる。

官僚に俸錢が支給されるようになったのがいつからかはっきりしたことはわからないが、おそらく太宗治世に入ってからのこととするのが適當であろうと思われる^⑧。私が以前、捉錢戸について分析した時、貞觀年間に於ける公廩本錢の設置、廢止の次第についてふれたが、そこに表れた限りでは俸錢の内容までを知り得る史料は得られなかった。先引の通典の文は、

永徽元年。悉廢胥士等、更以諸州租庸脚直充之。其後、又令薄賦百姓一年稅錢、（中略）每月收息、以充官俸。其後、又以稅錢爲之、而罷其息利。

とある後につづくもので、防閑・庶僕等の色役資課も俸錢と同じ觀念で遇せられ、他に月俸・食料・雜錢等の費目が初めてあらわれている。杜佑も後の月俸の骨子になった費目は永徽元年以後に於いてははっきりとした姿をあらわしたと考えたのではあるまいか。もっとも、この文面から推して月俸（開元二十四年以後の月俸とは意味がちがう）・食料はかなり以前から俸錢の主要な費目になっていたことはたしかであり、雜錢とは、その他のこまごました雑多な費目のことである。あまりにもこまごました

費目をいちいち掲げる煩を省いて、一括して雑錢或は雜用という一費目にしたのが開元十年のころのことであるといえよう。その意味で、新唐書の記載は繫年はともかくとしてかなり信用度が高いと判断して差支えないと思う。

以上は京官の場合であるが、同じく俸錢とはいふものの、その費目はさまざまであり、しかも支給にあたっては別途になされていたことがわかった。外官の場合についてどうであったかあまりはつきりとはわからないが、おそらく同じような事情の下にあったのではなからうか。

(2) 資 課

はしがきにも述べたように、官僚に對する給與の一項目に一般人民を義務的に指定徴發してその私的な使役に供させる色役があった^⑥。色役には給付される官僚の身分によって防閑・庶僕・士力・白直・執衣等の名稱があったが、これらは一一定額以内の貨幣を納付することによって身分からは解放されることができ、この貨幣を資課というが、六典・通典・新唐書食貨志などにその最高限が記されている。ところが、色役に資課納入が認められたことは、給付對象たる官僚に貨幣欲求が強ければ、色役提供者たる人民の意向とは關りなく資課徴收の方に力が傾くことを意味する。通典卷三五祿秩 貞觀十二年の條に、それまで財源不足のために公廩本錢を資本として營利事業を營み、その利益を官僚の俸錢にふりむけてきたのをやめ胥士の納課にきりかえたことを記し、

取諸州上戸爲之。準防閑之制而收其課。三歲一更。

とあり、唐初、すでに防閑は身分よりも資課の方に重點が移っていたと思われる。資課徴收に重點が移るとそのような色役は俸錢の一費目として觀念されるようになるであろうことも想像にかたくない。通典卷三五祿秩に記された高宗治世の京官俸錢支出額に、

每歲供給俸食等錢(并防閑・庶僕及雜錢等)

と見えるのも、また唐會要卷九一、内外官料錢上 乾封元年八月の條に、

詔。京文武官應給防閤・庶僕・俸料等、始依職事品。其課及賜、各依本品。

とあるのによれば、それらは、色役名を附されていてもすでに俸錢の一費目として支出されていたことがうかがえよう。また、乾封元年の詔によれば、俸錢化した色役の資課は官僚の役職によって差等をつけて給付され、その他の臨時的な目的のために給される役（資課）や春夏秋冬衣などの賜物が散官の品秩によって差等がつけられるのとは取扱いを異にしていた。

資課は俸錢の一項目になったが、ここにその支給についての問題が生じた。それは、唐會要卷九一内外官料錢上 儀鳳三年八月の條に、

詔。……文武内外官應給俸料課錢、及公廩料度、封戸租調等、遠近不均、貴賤有異、輪納簡選、事甚艱難。……

宣令王公已下・百姓已上、率口出錢、以充防閤・庶僕・胥士・白直・折衝府仗身・並封戸・内〔外〕官人俸食等料。

とあり、防閤・庶僕等の資課として給される錢額もその財源は王公已下に課される稅錢に仰いでいて、色役の指定はなくなったように見えるが、それはあくまでも朝廷から官僚個人への過程に於いてであって、人民から朝廷へは依然として身役免除を名目とする資課が納入しつづけられていたと思われる。いうなれば、朝廷は官僚への給付は戸稅によってすませ、人民からの資課そのものは剩餘分として手もとに蓄積することが可能になったのであった。これらの色役（つまり資課）が戸稅の中に解消されてしまったわけではない。そのことは、史料にはつきりあらわれる限りでは開元十年までは色役名目の俸錢が本来の俸錢とはちがった季分であったことからうかがえる。これは、人民からの資課徴収が毎月ではなく毎季一回づつ行なわれていたことに原因すると考えることができる。戸稅によって俸錢を支給し、その中に特定の資課換算の色役をふくむことにはなっても、それはあくまで色役であるとの觀點からのものであったのであろう。しかし、支給を同じ財源からすることになると、各費目が支給の方法を別に行っていることは事務手續き上からも歓迎すべきことではなくなる。開元十年、防閤・庶僕を月給にすることになったのは改革の第一着手であったが、それでもすべての費目を一括支

給するにはいたらなかった。そこで、開元二十四年六月、俸錢は各費目を一括して月俸の名稱のもとに支給されることになったのである。

二月俸制の成立

唐會要卷九一内外官料錢上 開元二十四年六月の條に、

勅。百官料錢、宜合爲一色、都以月俸爲名、各據本官、隨月給付。

とあり、官僚の料錢は月俸として各官僚の職を根據とした差等をつけて給付されることになった。いま京官・外官の別に考察してみよう。

(1) 京官月俸

開元二十四年六月の勅の後に附された京官月俸額の内譯は次表(8頁)の(1)欄に示したとおりであるが、官僚の職品の正従上下には關係しない。このことは以前から確定していたことなのであろう。なお、この表が外官にも適用されたとする説があるが、後述するように、外官の給與は京官とは別の方法を経て作られた給與體系をもっているのであるから、刺史・縣令等の月俸額を推定する根據とするのはあたらなと思う。勅文中の「百官」の語句は「俸料を月俸の名稱によつて一括支給すること」にのみ有効なのである。それはさておき、(1)欄についてA・B兩欄の數を合計しても、必ずしもC欄の數とは一致しない。*印を附したものがそれであり、各費目の中にあやまりがあるのか、單なる通計のあやまりなのかどちらかであると思う。いささか煩雜になるが、各費目ごとに新唐書卷五五、食貨志に記す數字を(2)欄に示し、検討を加えることにする。但し、新唐書は防閭・庶僕は年間支給人數として記しているのので、(2)欄の防閭・庶僕は、これも開元二十四年の條に總額だけを記した數からA欄を減じた數を記した。

品秩	費目	月		食料		雑用		防閑・庶僕		通計
		俸								
一	ロイ	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	三、三〇〇〇
二	ロイ	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	*二、四〇〇〇
三	ロイ	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、七〇〇〇
四	ロイ	四、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	九〇〇	九〇〇	六、六〇〇	六、六〇〇	*一、八六七
五	ロイ	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	七〇〇	七〇〇	*六、六六七	*六、六六七	*九、二〇〇
六	ロイ	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	六〇〇	六〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	*九、二〇〇
七	ロイ	二、七五〇	二、七五〇	二、七五〇	二、七五〇	四〇〇	四〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	五、三〇〇
八	ロイ	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇	三〇〇	三〇〇	*一、五〇〇	*一、五〇〇	四、五〇〇
九	ロイ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二五〇	二五〇	四一七	四一七	一、九一七

先ず、防閑と庶僕について検討しよう。防閑は五品以上に、庶僕は六品以下に給されるもので、名稱はことなっても本来の色役としては等價値のものであったことは、大典卷三戸部郎中員外郎に、ともに資課を徴収するときには年二千五百文を最高限度とすると規定されていることであきらかである。色役は一定の年間義務期間を有し、資課は義務期間に提供される労働力の貨幣評價であるといえようが、資課徴収を目的とするようになると、義務期間は一年となり、資課も一ヶ月について計算される。防閑・庶僕についていえば、一ヶ月二百八文強が労働力の貨幣換算額である。いま、(イ)欄の額を二百八文で除して人数に換算すると、防閑は一品九六八人、二品七二人、三品四八八人、四品三三人、五品二四人、庶僕は六

品十人、七品七人、八品三人、九品二人となる。この數は通典及び新唐書に記す數とは殊に庶僕においてくいちがいを生ずる。むしろ、六典卷三戸部郎中員外郎に、

凡京司文武職事官、皆有防閑。一品九六人、二品七十二人、三品三(當作四)十八人。四品三十二人、五品二十四人。六品給庶僕十二人。七品八人、八品三人、九品二人。

とある數に近いことが知られる。そこで(ロ)欄のBを二百八文で除してみると、(ハ)欄とくいちがいがある四品、六品、七品についてそれぞれ三十二人、十二人、八人という數が得られ、少なくとも開元二十四年に於いては六典の記述が信用すべきものといえるようである。通典、新唐書の記述が全く根據のないものではないとすれば、その數は開元二十四年以前光宅元年以後のある時期に於いて行なわれたものであろう。通典卷三五祿秩 光宅元年九月の條に、

以京官八品九品俸料薄、諸八品、每年給庶僕三人、九品二人。

とあるが、光宅元年以前には八・九品の官僚に庶僕は給されなかつたので、八・九品も少額とはいへ恩典に與るようになったのはそれ以後のことであるからである。光宅元年という年は則天武后によって唐室が中斷された最初の年である。正月に中宗が即位して嗣聖と、二月に中宗が廢され睿宗が即位して文明と、そして九月に武后自らが即位して光宅と三たびの改元が行なわれた唐、武周どちらにとつても紀念すべき年であつた。改元と同時に、官名の變更や服色の變更が行なわれたが、八・九品官に對する給與上の恩典もその一環であつたわけで、改革は單なる名稱や服色の變更にのみとどまらず、下層官僚の經濟面にも及んだのであろう。新興下層官僚層の人氣誘發策といへばそれまでであるが、以後これが制度の中に定着していったことを考えると時宜を得た施策であつたわけである。

それはそれとして、今度は六典所載の人數に二千五百を乗じて十二ヶ月で除すというまわりくどい計算をして各品の一ヶ月當りの防閑・庶僕給付額を算出すると、一、二、三、五、八、九の各品は問題ないが、他の各品について、四品、六千六百六十六強、六品、二千五百、七品、一千六百六十六強という數が出る。この數で(ロ)欄の數値の方が極端な切捨てを

していないことが察せられるのに反して(イ)欄は十位以下をすっぱりと切捨ててしまっていることがわかり、六品については(イ)欄Bは全くの錯誤であろうと思われる。

さて、通計に疑問がのこるものについて検討しよう。

(a) 二品について。(イ)欄のままでは通計は二萬三千五百となり、(ロ)欄と一致しない。そこで目につくのはA欄月俸の数で、これを(ロ)欄の数値におきなおすことで(イ)欄Cは有効になる。

(b) 四品について。(イ)欄Cはこのままでは一萬二千四百となる。原数字の十位以下六十七は防閑資課の計算によって生じた数値であることはすでにわかり、B欄で切捨てられたものがC欄にはそのままのこされたらしい。そこで、いまかりに十位以下は不問にして(イ)(ロ)兩欄を通計比較すると、九百の差が生ずる。この差は月俸、雑用費目から生じたものである。また(イ)欄Cと(ロ)欄Cのもとの差は僅かに三百で(イ)欄Aのどれかに大きな錯誤があるとしなければ四品の項の九百という大きなくいちがいは生しない道理である。まず月俸、雑用費目に錯誤ありとしなければなるまい。やはり、CマイナスAの計算で出した数値が支給規定人数と一致したものになったことからいっても(ロ)欄の数値をとるべきであろう。

(c) 五品について。(イ)欄Cはこのままでは九千百となる。このちがいは、雑用費目によって生じたもので(ロ)欄のそれに従うことで解消する。

(d) 七品について。(イ)欄Cはこのままでは四千五十となる。他の費目に庶僕費目を除いて差異は見當らず、(ロ)欄の庶僕をこの場合に限って通典でもやっているように十位以下を切捨てるとCは兩欄とも四千五十で一致する。おそらく(イ)欄Cは四千五十を四千五百とうつしちがえたのであろう。何故に、他の史料は四、八、九品の場合に切捨てずにおいた十位以下の数をこの場合に限って切捨てているのかわからないが、四千五十にせよ四千百にせよ(ロ)欄Cがより信用すべき数値であることはいえると思う。

(e) 六品について。(イ)欄Cには疑問はない。けれども、先にふれたようにBは給付人数から考えて(ロ)欄の数値が正し

い。とすると、連鎖的にAの費目の中、月俸二千三百はどうしても二千でなければならなくなる。以上をまとめると次表のようになる。

品秩	費目				防閑・庶僕	通計	B/C × 100
	月俸	食料	雑用	A			
一	八、〇〇〇	一、八〇〇	一、二〇〇	二〇、〇〇〇	三、〇〇〇	5	
二	六、五〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	一五、〇〇〇	二四、〇〇〇	5.62	
三	五、〇〇〇	一、一〇〇	九〇〇	一〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	58.8	
四	三、五〇〇	七〇〇	七〇〇	六、六六七	一一、五六七	65.7	
五	三、〇〇〇	六〇〇	六〇〇	五、〇〇〇	九、二〇〇	154.3	
六	二、〇〇〇	四〇〇	四〇〇	二、五〇〇	五、三〇〇	147.1	
七	一、七五〇	三五〇	三五〇	一、六〇〇	四、〇五〇	39.5	
八	一、三〇〇	三〇〇	二五〇	六二五	二、四七五	25.2	
九	一、〇五〇	二五〇	二〇〇	四一七	一、九一七	21.7	

この表からうかがい知ることができるとは、第一に京官の俸料は官品の正従上下や職の繁閑には關係しないこと、第二に五品以上の官僚に於いては、俸料の半ば以上は、資課名目の部分によって占められていたということである。

第一の點については、例えば八品職事官とはいえ清要の官として誇りをいだいていた監察御史・左右拾遺などの職にある者にとっては、他の閑職・濁職と同列に扱われるということではあるまいか。當時の官僚氣質として金銭を汚物視する傾向があるのであからさまに口には出さないにしても、やがて、劇職||清職、閑職||濁職という観

念をたくみに利用した改訂が行なわれる。大曆十二年の改訂である。ここでは、俸料は職事官品にはとられず、職の繁閑を基準にして定められたというが、むしろ清要が高給にのぼせられ、濁職は低給におさえられている。六朝で清要はあまり劇職につかぬものとされたのにくらべて清濁觀念に大きな差が生じたのではなからうか。詳しくは別稿にゆずる。

第二の點については、高級官僚としての體面はもっぱら防閤費目によって保たれた観がある。給與は何人分の資課額としてなされたであろうが、被給與者は、それに見あうだけの人数を傭い入れる必要はなく、さしあたっての必要人数をととのえれば剩餘分はポケット・マネーにすることも可能であったのである。また、以前、防閤・庶僕は季分であったことと、七品以上への給付人数から考えて、防閤・庶僕の間服役義務期間は四ヶ月であったと思われるが、八・九品のような半端な数が加えられるとどうしても月當りの資課額をはじき出して一年間の納入義務を負わさなければならなくなり、他には見あたらない新唐書卷五五食貨志の、

防閤・庶僕、皆滿歲而代。

という規定も必要となつたのであろう。後に述べるように、外官に對する白直は天寶五載を最後に色役としては姿を消すが防閤・庶僕もやがて同じ運命に陥つたと思われる。但し、月俸を構成する費目としてはのこされていたことは、通典卷三五祿秩 天寶十四載八月の條に、

制曰。文武九品以上官員、既親職務、可謂勤心。自今已後、每月給月俸・食料・雜用・防閤・庶僕等、宜十分率加二分。

とあり、ベースアップが行なわれているが、各費目について一律に二割アップであったことをことわっていることに示されている。

(2) 外官月俸

次に、外官（ここでは州縣官）の月俸について検討してみよう。前にもふれたとおり、開元二十四年の勅をそのままに

讀めば、その後に附された表は州縣官等の外官にも適用されうるように思われ、防閑・庶僕の項を白直・執衣におきなおせば給與額が引き出せる筈である。また、開元二十四年には、外官月俸について特にふれた記事がないこともこの想像をうらづける要素になるかもしれない。ところが通典卷三五祿秩には、先引の高宗治世のある時期に京官俸料は税錢で賄うことになったときの京官俸料必要經費を記した後に、

外官。則以公廩田收及息錢等、常食公用之外、分充月料。^(A)先以長官定數。其州縣少尹・長史・司馬及丞、各減長之半。尹・大都督府長史・副都督・別駕及判司、准貳佐、以職田數爲加減。其參軍及博士減判司、主簿・縣尉減丞、各三分之一。

とある。つまり州縣官の俸料は公廩田の佃租收入及び公廩本錢の利息收入で當該州縣の公費を賄った剩餘分でまかなった。これでは地方の各々の事情によって法的には同一の品秩にある上州A州の官僚と上州B州の官僚の間にも經濟的格差が生ずるのはいたし方ないであろう。そこで、そのような現實を認めた上で、州縣等外官の月料は、先ず長官の給與額を定めて、それを基準にして役職によって減少させていく方法がとられたのである。今日の國家公務員と地方公務員の給與算定方法のちがいに似たものであったと思う。

この條は、通典ではいつの頃のものがわからないし、唐會要には全く姿をあらわさない。ただ、冊府元龜卷五〇五俸祿には、乾封元年八月の條に、京官の俸料は職事官品を基準とする旨記した詔をのせた續きにつけられている。詔は唐會要にも引かれているから、開元元年に初めてあらわれる筈の尹・小尹などの名稱が多少きがりになるが、この規定は乾封元年詔によって定められ、尹・小尹の名稱出現後筆を加えられたものと考えれば冊府元龜の繫年を認めてもよいように思われる。もし、冊府元龜が卷四九五田制に、元稹の同州均田奏を長慶四年のものであるのに堂々と元和四年十二月、監察御史裏行元稹の奏として掲載するような繫年の誤りをおかすことがしばしばあることに慎重になるにしても開元二十四年以前のある時期の規定であることは間違いないであろう。

この規定には月料とあってその内容を明示しないが、この段階では、州縣官に對して給付される色役—白直・執衣はふくまれないと解してよいと思う。月料とは、京官に於ける一括支給以前の月俸にあたる費目であるのではなからうか。

ともかく、州縣官の俸料は京官とは別途の給與體系をもっていたのであり、六典卷六比部 郎中員外郎に、

凡内官料俸、以品第高下爲差。外官以州縣府之上中下爲差。……關監之官、以品第爲差。……鎮軍司馬・判官、俸祿

同京官。鎮戍之官、以鎮戍上下爲差。

とあり、官僚の俸料の給與體系がいろいろの場合によって別途に構成されていたことを示している。外官給與體系の別建では大曆十二年の給與體系に於いてもそのままにひきつがれているが、ここには詳しくは述べない。

さて、州縣官に對しては京官に於ける防閤・庶僕と類似の性質の色役—白直・執衣が給付された。

白直は、州縣官の九品以上の職事に任ずる官僚に給されるもので、六典卷三戸部 郎中員外郎によると、二品四十人、三品三十二人、四品二十四人、五品十六人、六品十人、七品七人(佐貳官)、八品五人、九品四人がその規定額であり、資

課最高二千五百文を納めて身役を免れ得たが、白直も防閤等と同じく早くから資課徴收の方に目的が傾いていたことは、先に引いた唐會要卷九一内外官料錢上 儀鳳三年八月の條の詔文に、白直費目も料錢扱いを受ける一部門としてあらわれていることよって知り得る。儀鳳八年の詔文を忠實に實行すれば、白直も色役としての名目上の存在理由を失なうわけであるが、人民からは依然として色役資課として徴收が行なわれていたので、その代償として租調庸の免除措置をとらねばならなかった。そのため、天寶五載ごろには白直だけで年間十萬にのぼる民丁が徴發されるために國家財政上の一大問題となった。唐會要卷九一内外官料錢上 天寶五載三月の條に、

詔。郡縣官人及公廩白直、天下約計、一載破十萬丁已上。一丁每月輸錢二百八文。每至月初、當處徵納。送縣往來、數日功程、在於百姓、尤是重役。其郡縣白直、計數多少、請用(當作同)料錢、加稅充用。其應差丁白直、望請並停。

一免百姓艱辛、二省國家丁壯。

とあり、白直には官僚の給與の一部に充當される官人白直と州縣官衙の公用に供する公廩白直とがあるが、いずれも資課輸納を義務づけられており、毎月初めになると月割にすると僅か二百八文にしかすぎぬ資課を當該官衙にわざわざ出向いて納入せねばならず大變な勞苦であった上に、國家から見てもそのため全國で十萬にのぼる壯丁の稅役の免除措置を構じなければならぬ、ついでには白直も個人的に丁男を指定して負擔させることはやめて料錢と同様戶稅の中にふくめて必要分を徵收したら一方では人民の勞苦をとり除き、一方では國家にとつてもいたずらに稅役免除の丁壯がふえることもなくなるであらう、と述べている。^⑨ 白直費目が白直一人當り一年の資課最高額二千五百文を見込んで月割りにして給付されるようになったのはいつのことなのかきめてになる材料はないが、開元十年、京官の防閑・庶僕が季給から月給になつてからそう遠くない時機と思う。月給になつたと同時に財源に乏しく官營高利貸の利息收入で本來の俸料さえ辛うじてやりくりをつけていた州縣では、人民からの徵收も月割りで行なうようになったものであらう。

少し傍道にそれるが、白直の資課月割徵收がなぜこのような政治問題にまで發展したのかについてふれておきたい。人民に負擔になつたのは官人白直よりも公廩白直の方であつた。それはひとえに數字が生んだ魔術のしからしめるところであつたともいえる。官人白直は年間給付額を明記しているので魔術が生まれる間隙はないのに、公廩白直は一番當りの給付額しか記していないことが魔術を生ぜしめる原因になつたのである。實例に即して検討してみよう。

西域文化研究所編「敦煌・吐魯番社會經濟資料(下)」(一九六〇年)所收『唐代役制關係文書考』に於いて小笠原宣秀・西村元佑兩氏が紹介檢討された文書中に大谷文書三五〇二號と番號を附された文書がある。おそらく西州管下のいずれかの縣の公廩白直と資課の集計帖である。今ここに借用してみると、

1 合公廩白直卅二人秋季冬季雨季^(マ)摠當課

2 錢一十九貫九百六十八文(□□内は西村氏による)

とある。小笠原・西村兩氏によれば、錢額と人數を比較すると一人當り一ヶ月二百八文の計算では秋冬兩季つまり六ヶ月

で三ヶ月分の資課を納入したことになるとし、六典卷三戸部 郎中員外郎の條に、

凡州縣有公廩白直及雜職 〔注〕其數見州縣中兩番上下。

とあるのを引かれて、公廩白直は兩番（年六ヶ月勤務）だから資課も半額で済んだのであるといわれる。文書の數字だけを見ればたしかにそのとおりに思えるが、わたくしは疑問に思う。

先ず、新唐書卷四〇地理志によると、西州管下の縣は、前庭下、柳中下、交河中下、蒲昌中、天山下の五縣であるが、六典卷三〇天下諸縣官吏によれば、公廩白直數はいずれも八人で兩番で十六人が年間數である。本文書の三十二人とは大きく差がある。一番の法定數八人、年間十六人を定數として一年の資課納入義務額を計算するとその額は四萬文となり、一番の上番者が一ヶ月に負擔すべき額は三千三百三十三文となる。一番一ヶ月の定員八人に割り當てると一人當りの負擔額は四百十六文となる。この數は一人當りの白直資課年二千五百文を月割りにした場合の負擔額の倍額になる。そこで一人一ヶ月の資課は二百八文を超えないという固定觀念―色役の資課は原來基本義務である色役につくことを免除されたことに對する代償であるから、當然の上番を怠れば倍であらうと最高限度の範圍内で徴されるのはあたり前なのであるが―から一ヶ月當りの人數を倍にすることになる。残る一番も同じようにして倍にされると、年間三十二人という人數が必要になる勘定である。従つて本文書の意味するところは、

某縣公廩白直、毎年總計三十二人。彼等の輸納すべき秋冬兩季の資課一十九貫九百六十八文は兩番に分ち一人二百八文ずつの負擔で完納した。

ということになるのではあるまいか。一人二百八文として一番十六人の三ヶ月に負擔すべき額は九千九百八十四文となり三十二人分の半額である。結果的には、たしかに小笠原・西村兩氏の指摘されたとおり年間一人當りの負擔は二千五百文の半額であるが、それは法規上兩番は半額でよいということからではなく、兩番上下ということと、資課は二百八文を超えてはならないという固定觀念にとらわれた考え方にもとづいた計算上から起きたことであらうと思う。こうして年十六

人ですむはずの公廩白直は倍の人数を要することになったが、同じ現象は各地にあって、人民にとつても、國家にとつてもゆゆしき問題となったのであらう。

色役としての白直は天寶五載を最後に消えるわけであるが、俸料費目としては後にも名を残し、唐會要卷九一内外官料錢 大曆十二年五月の條に、州縣官の給與體系を記した後に、

其舊准令月俸・雜料・紙筆・執衣・白直、但納資課等色、并在此數内。

といい、依然として白直を納資課色目だといっている。白直が防閭・庶僕と同じく給付された錢額分の人数を必ず養つておかなければならない性質のものではないことというまでもあるまい。

次に執衣は、通典卷三五祿秩に注して、

隨身驅使、典執筆硯。

とあり、續く本文に、

初以民丁中男充。爲之役使者、不得踰境。後皆捨其身、而收其課。課入所配之官。遂爲恒制。

とあり、初めは官僚の身のまわりの世話をやく役割であつたのが、これもやがて資課を徴して配屬主の收入とするに至つたのである。六典及び通典によると、執衣は三番の役で資課の最高額は一千文とされ、給付額は、一品十八人、三品十五人、四品十二人、五品九人、六・七品各六人、八・九品各三人であるが、三番（三交替）に分けるにはまことに都合のよい人数である。これは、初期に於いて身役に供されて資課は二の次だったことの名残りではないだろうか。初めから身役を目的にしなかつた庶僕などの下級官僚への給付額と比較して、それがよくわかると思う。州縣官の手にする白直・執衣資課は次頁の表のとおりになる。

左の表の數値に月料その他を加えたものが州縣官が一ヶ月に手にする月俸額になるのであるが、いまかりに六典に見える上州の官僚構成をモデル・ケースにして、さきの月俸算定規準を適用し、それぞれが支給さるべき月俸總額を算出する

と次の表のようになる。ただし、月料その他をひとまとめにして月俸の項に入れ、刺史の月俸を六千文と假定した。

執衣	一、五〇〇	一、二五〇	一、〇〇〇	七五〇	五〇〇	五〇〇	二五〇	二五〇
白直	八、三〇〇	六、六六七	五、〇〇〇	三、三三三三	二、〇〇〇	一、三三三三	一、〇四〇	八三三
	二	三	四	五	六	七	八	九

H	G	F	E	D	C	B	A	
録事・市令	醫學博士	經學博士	判司	司馬	長史	別駕	刺史	職名
從九上	正九下	從八下	從七下	從五下	從五上	從四下	從三	品
?	$E \times \frac{2}{3}$	$E \times \frac{2}{3}$	$A \times \frac{1}{2}$	$A \times \frac{1}{2}$	$A \times \frac{1}{2}$	$A \times \frac{1}{2}$	六、〇〇〇	月俸
(一、五〇〇)	二、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	六、六六七	白直
八三三	八三三	一、〇四〇	一、三三三三	三、三三三三	三、三三三三	五、〇〇〇	一、二五〇	執衣
二五〇	二五〇	二五〇	五〇〇	七五〇	七五〇	一、〇〇〇	一三、九一七	總額
(一、五八三)	三、〇八三	三、二九〇	四、八三三	七、〇八三	七、〇八三	九、〇〇〇		

この表からうかがえることは、刺史・別駕・長史・司馬は同品の京官に比して數段劣るが、七品以下の州縣官、ことに八・九品は優遇されているということである。それぞれの州縣の事情によって月俸費目には差異があるとしても、白直・

	九		八		七		六		五		四		三		二		一	
	從	正	從	正	從	正	從	正	從	正	從	正	從	正	從	正	從	正
80														刺史	射	太子		
70															太子			
60														御史大夫	六部尙			
55																		
50									水司馬	水長史					散騎常侍			
45											中書舍人			太子賓客				
40														太子左庶子				
35																		
30																		
25																		
20																		
18																		
15																		
13																		
12																		
10																		

執衣費目では、八・九品州縣官は同品京官の庶僕費目に比して二・五倍の額を支給されるので、相當の貧乏州縣でも總額に於いてはおさおさひけをとることはなかったと思う。官僚社會に於ける地位はさておき經濟的にはかなり優遇されていたといえよう。趙翼は陔餘叢考卷一七、「唐制内外官輕重先後不同」に於いて、唐初は京官が重んぜられ次第に外官の方が重んぜられていく次第を説いているが、それは地方長官級官僚とそれと同格にある京官との對比に於いての論であって、下級官僚の對比を論じたものではない。地方官僚優遇の方針は大曆十二年の改訂にあたってさらにつよくつらぬかれている。この改訂では、州縣官は州縣の等級にしたがって各ポストの月俸額が定められ、各州縣の事情によることはなくなった。上州の録事參軍事（從七上）ともなれば月俸は四十貫にも及ぶが、これに比して同品の京官でしかも清要とされた補闕は十五貫にすぎず、それは、州縣官では上州の參軍（正九上）の月俸の額である。詳しくは別稿にゆづらなければならぬが、とりあえず上州・上縣官のすべてと京官のめぼしいものを拾って十九頁に表示しておく。表によると、州縣官は各月俸額の最下段、當該品秩の最左翼に位している。これは同一額の月俸を給される官僚群の中では品秩は最下位にあり、同一品秩の官僚群の中では最高額の月俸を給されることを意味し、經濟的優遇を示してあまりあるものである。

おわりに

本稿では、開元二十四年の官僚俸錢の月俸移行の手がかりに唐朝最盛期の官僚の生活を支えた俸料の制度面にあらわれた姿をさぐるうとしたのであるが、そこに描き出された官僚が手に入れる俸錢は開元天寶という華やかなイメージとはうらはらなほど低いものであった。俸錢収入にしかたよれなかつたと思われる下級官僚の手にする俸錢額はとりわけて低いものである。この低額の俸錢でとにかく生活を維持できたということはやはり太宗から玄宗にかけての唐の社會の安定度を物語るといつてよいであらう。その上、天寶十四載八月に京官に對しては二割の増俸が行なわれたが、唐朝の絶頂期は下級官僚の生活面から見ても絶頂期であつたわけである。この盛勢と安定が下り坂に向つたとき、官僚たちの生活はど

のような局面を迎えるであろうか。おわりにあたって、安史の亂をとにかくものりこえた時期に官僚たちが俸祿の面でゆきあつた局面の概略をのべて、別稿で行なう考察の手がかりにしたいと思う。

唐會要卷九一、内外官料錢上の記録から安史の亂に於ける官俸への俸料支給状態をさぐってみると、亂中しばらくは内外官ともに軍費調達のために俸錢支給の途をたれたが、向背にわかになつてたい外官懷柔策は先ず經濟面の動搖をおさえることと判断したのか乾元元年に至つて外官には半料を給することになつた。料錢支給にあずかれぬ京官には職務の繁閑を裁量した上で、元來は官僚の引越し人足として徵發される雑役である手力の資課という名目でいささかの貨幣を給與した。^④

やがて廣徳元年史朝義が部將李懷仙に殺されて名目的にはあるが唐の再統一がなると、いつまでも乾元の状態に官僚を沈吟させておくわけにはいかないので、永泰二年五月（この年十一月大曆と改元）史上有名な青苗錢課税という無理をしておして財源をかきあつめて百官俸料の復活を宣した。^⑤この時の收税見込は四百九十萬貫であつたというが、あまりにも重税であるという非難から課税額を三分の一に減ぜざるを得なくなつたので別に財源を求めねばならなくなつた。そこで外官の職田租の三分の一を絹にかえて長安へ轉送させ、更に大曆二年京兆府及び畿縣官の職田租についても同じ措置をとるなどして財源獲得につとめた。^⑥けれどもせっかくなかきあつめた財源も官僚の俸料を規定どおり支給する方にはまわりかねたらしい。冊府元龜卷五〇六俸祿 大曆三年十一月の條に、

十一月。加廓下百官厨料、増五分之一。

是年通計、京城諸司毎月給手力資錢、凡四萬七千五百四十六貫四十八。並以天下青苗錢充。

とあり、十一月に在京官僚の厨料（臺所費用）の二割増額を行なつてゐるが、それは他ならぬ手力資課名義によるものであつたらしく、増額分を合せ通計しても年間四萬七千五百貫餘、一ヶ月當り三千九百六十貫餘で高宗治世に於ける京官俸料の年間總額十五萬七千三百貫餘の三分の一にも及ばない。永泰二年の百官俸料復活宣言は未だ空手形の域を出ないもの

であったことがわかる。その上、大暦二年には上元元年から支給されることになっていた京官の職田租も連年の吐蕃・回紇の侵寇に對する軍事費として三分の一を徴收されることになったから、京官の生活は安定するにほど遠いものであった。けれども、それを見すごしにもできないので、各官廳が公廩本錢の利貸しを行なつてその利息收入を所屬官僚の食料費・紙筆費などにふりむけることは認めていたらしい。唐會要卷九三諸司諸色本錢 大曆六年三月の條の勅文の一節に、

軍器公廩本錢三千貫文、放在人上取利、充使以下食料紙筆。宜於數內、收一千貫文、別納店舖課錢、添公廩、收利雜用。

とあり、軍器使では三千貫文の公廩本錢の利息を軍器大使以下の屬官の食料費、紙筆費にふりむけていたが、ここに至つてその中一千貫文を回收して別途に役立てようとしたわけである。公廩本錢は食料・紙筆のためにのみあるわけではないからである。このようなことはひとり軍器使のみに限らず他の官衙でもひろく行なわれていたと考へて差し支えあるまい。この場合食料・紙筆とはいふもの、その額は開元二十四年制定の月俸をうまわるものになつていたのであるまいか。軍器使にしても年利六割―當時の法定利率であつた―でまわしたとして一ヶ月當りの利息收入は百五十貫にのぼり、一使内の官僚一人當りの給與は相當の額になつたであらうからである。それをよいことにして、正式の給與としては依然として臨時措置的な手力資課だけとあつては朝廷の威信にかかわる問題である。ここに、月俸の再檢討が行なわれたが、開元の舊に復するだけでは十分でない。官僚は各官衙独自の食料など高額の收入を得ていたと思われ、これに見合う給與體系がたてられなければならなかつた。こうした結果が大暦十二年四月の新給與體系となつてあらわれるのである。その要點をあげれば、

- (一) 品秩の枠にしばられず官職の繁閑を基準とすること。文武を別建にしたこと。
- (二) 州縣官は從來どおり別建とし高額に査定されたこと。
- (三) 京文官は最高(百二十貫)と最低(一千九百十七文)の間の格差が大きかつたこと。―この最低額は開元の九品官

月俸そのままである。

の三つである。それでもまだ不満を生じ貞元二年に武官の、四年には文官の給與を改定しなければならなかったが、後の課題としたい。

註

①

宋本通典には「以下有分諸官。應月給」につくる。しかし冊府元龜卷五〇六俸祿二、開元十年の條に同じ敕を載せるが、防閣・庶僕、舊制季分。月俸・食料・雜用、卽月分諸官。應月給。

とあり、文獻通考職官卷一九祿秩 同年の條には、月分を有分につくる。

敕の意味するところは、

「防閣・庶僕は舊制によると毎季ごとの支給であったが、月俸・食料・雜用は月ごとに諸官に分給しているので、〔今後〕防閣・庶僕も月給にすべきである」

というのであろうから、問題の箇所は「月分」につくるべきではないのであろうか。

②

行署とは、六典卷二吏部 郎中に、

凡未入仕而吏京司者、復分爲九品、通謂之行署。とあり、流外勳品で中央官廳に勤務する者の通稱である。また六典卷一尙書 都省の掌固の注に、與亭長、皆爲番上下、通謂之番官。轉入府・史、從府・史、轉入令史。

とあり、流外勳品は所謂番官から始まって寺監の府・史、省

臺の令史という順序で遷轉する。ここで月俸、食料を給される行署の範圍は番を分つて勤務する番官を除いた府・史・令史をさしているのではないだろうか。

③

拙稿「唐代の捉錢戸について」(東洋史研究一七一—二)

④ 色役については多くの優れた研究があるが、本稿作成にあたって左記の先學の業績に負うところが多かった。記して感謝する次第である。

曾我部靜雄「均田法とその稅役制度」

濱口重國「唐代に於ける兩稅法以前の徭役勞働」(東洋學報

二〇—四、二一一—)

⑤

宮崎市定「唐代賦役制度新考」(東洋史研究一四—四)

⑥

通典卷三五祿秩に制としてほぼこの詔を要約したものを記すが繁年は儀鳳二年としている。

⑦

築山治三郎「官僚の俸祿と生活」(唐代政治制度の研究)所收)は、刺史・縣令の給與額を引き出す際に、この表が内外文武の區別なしに行なわれたと判断されて利用しておられるが、それがあたらないことは後述するとき理由によっていえると思う(本稿一三頁参照)。

⑦ 通典卷三五祿秩に記す給與額及び内譯は一—三品に大きな混亂があり參考には供しがたい。

⑧ 通典卷三五祿秩及び新唐書卷五五食貨志に記す給付額は、

防閑、一品九十六人、二品七十二人、三品四十八人、四品三十二人、五品二十四人。庶僕、六品五人（新唐書作十五人）七品四人、八品三人、九品二人。
である。

⑨ 唐會要卷六七京兆尹によると、京兆府に少尹が置かれたのは開元元年であって、それまでは司馬と稱していたとあり、同卷六八河南尹、及び同諸府尹にも、少尹なる呼稱が用いられたのは開元年間であると見える。

⑩ ここに料俸とあるのは資課費目を含まない部分である。外官の給與が府州縣の行政上の等級區分によつて生ずる職事官品の差等ばかりでなく、月料・食料などに於いては該州縣の經濟的事情をも微妙に反映するものであることを述べたものといえよう。なお州縣の城門・倉庫の門衛たる門夫が資課を徵收されて官僚の給與の一部になつていくことを通典卷三五祿秩に、

其後、擧其名而徵其資。以給郡縣之官。其門之多少、課之高下、任土作制、無有常數。

と記しているが、同じく資課でも個人的な用に供する色役から發したものとちがつている門夫のそれは、如何なる貧乏縣の官僚でも職事官品によつて定まつている白直などとはちがつて土地の事情に左右されることをあらわしている。

⑪ この條、會要に「詔云云」とあるが、文中「請同料錢」とか「望請並停」とかの文字が見えるのはどういふことであらうか。通典卷三五祿秩には、

制。郡縣白直、計數多少、同料錢、加稅以充之。不得配丁爲白直。

とあり、通典卷六賦稅下には、同じことを、
其年五月。停郡縣官白直課錢。（中略）即應差丁充白直并停。

とあつて、白直課錢の廢止は五月のことであるという。三月に臣僚の奏請があつて、五月に制が出されたとすれば問題はないが、いまは疑問を遺すにとどめておくことにする。

⑫ 宮崎市定前掲論文。

⑬ 唐會要卷九一内外官料錢上 大曆十二年四月及び五月。手力資課について。

手力とは、元來は、六典卷三戸部 郎中員外郎に、
内外百官家口、應合遞送者、皆給人力車牛。

（注）一品、手力三十人、車七乘、馬十四、驢十五頭。

……八品九品、手力五人、車一乘、馬一匹、驢二頭。若別勅給遞送者、三分加一。

とあるもので、官僚の家族ぐるみの移動の際に輸送の任に供するものであつて常時給されたものではなかつた。これを臨時に資課に換算して京官の生活費にしようというわけである。この際、手力一人當りの資課をどのくらいの額に換算したかわからないが、唐會要卷九一内外官料錢上 貞元二年の條に見える左右金吾及十六衛の料錢の記載の中に、
左右衛上將軍。……本料各六十千。加糧賜等。

（注） 每月糧米六斗、鹽七合五勺。手力七人、資十千五

（百）文。

諸雜衛將軍。……本料二十千。續加。

(注) 毎月手力三人資四千五百文。

とあるのによれば、手力課が官僚の俸祿の中に定着してからの資課換算率は一人一ヶ月千五百文であったことがわかる。おそらく乾元當時にはこれより少ないことはあっても多いことはなかったらうと思う。これは武官の例であるが、文官についても同じ原則があったのではあるまいか。唐會要卷九一内外官料錢上 貞元三年六月の條に、

中書侍郎李泌奏。加百官俸料。各具品秩、以定月俸。隨曹署閑劇、加置手力資課雜給等。議者稱之。

とあり、李泌は品秩によって月俸を定め、さらに官職の閑劇によって手力資課その他の雑給を上積みする方針をうち出して大方の稱讃をうけたのである。貞元年間に至って手力資課が月俸外に雑給の一大費目としての地位を占めたのである。

西村元佑「唐代人民の負擔體系における課と税の意義」(史林四六一四)に資課・俸料についてふれられた部分がある。開元二十四年月俸制が成立して以後、再び手力資課その他附加給が加えられるようになるのは安史の亂後のことで、課料・官課の意味は私には、氏の云われるごとく武周政權時

期から一貫した意味を有していたとは思えないが、いまは考察に裨益された點が多かったことを感謝するにとどめ卑見は別稿にゆずることにする。

⑮ 舊唐書卷一一代宗本紀 永泰二年五月。

⑯ 舊唐書卷一一代宗本紀 永泰二年十月。

⑰ 唐會要卷九二内外官職田 大曆二年正月。

⑱ 唐會要卷九二内外官職田 大曆二年十月に、

減京官職田、一分充軍糧、二分給本官。

とあるものが、冊府元龜卷五〇六俸祿には「二分給大官」とある。話としては面白いが出來すぎのようである。

⑲ 軍器使は原の軍器監で、唐初より天寶六載まで置廢常ならなかったが、乾元元年六月官官を長官とする使職の一つになった。その構成は唐會要卷六六西京軍器庫に、

軍器監改爲軍器使。大使一員、副使一員、判官一員。其使以內官爲之。

とある。公廩本錢の食料・紙筆への充當は長官が官官であった軍器使のみに認められたというのではあるまいと思う。ただ三千貫文という數が如何にも多すぎたというのであろう。